

母親の語りが学生の障害児理解に およぼす効果を探る

高岡光江

(東海学院大学短期大学部)

要 約

国連障害者権利条約は、当事者の声を大切にしたい国際条約である。この条約の批准を受けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が進められている。実際に、国立大学の半数以上で特別支援教育関連科目を必修化しているとの報告がある一方で、学生の障害理解については十分でないとの指摘がある。従来の講義形式の授業のみで障害児や小児と関わる機会の少ない学生が、障害児やその家族の生活をイメージし、理解を深めることは難しい。そこで、本研究は医療系の大学を中心に実施されている当事者参加型授業に着眼し、障害児の母親の語りが学生の障害児理解におよぼす効果、および母親の語りを用いた授業の課題を明らかにすることを目的とした。その結果、母親の語りを用いた授業に関する報告は4報で、このうち学生の障害児理解を目的とした報告は3報であった。授業効果として、自己にある偏見への気づき、障害児の生活やインクルーシブ教育に対するイメージの鮮明化、将来の職業観や人生観への反映が報告されていた。一方で、母親と学生間で行われる議論によっては、インクルーシブ教育に対して否定的な意見をもつ学生が多くなったとの報告があった。母親の語りを用いた授業の課題としては、学生の障害児理解度の測定に関する問題（妥当な評価指標は何か）と障害児理解を深めるために学生に必要な授業が提供されているかという問題があった。本研究の結果は、インクルーシブ教育の構築に向けた学生教育、特に障害理解を目指した教育のあり方を検討する際の資料として一定の示唆を与えるものである。

キーワード：障害児、母親の語り、教育の効果、当事者参加型授業、インクルーシブ教育

(2016. 9. 23 受稿 査読審査を経て 2016. 10. 21 受理)

1. はじめに

国連の障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約とする)は、当事者の声を大切にしたい国際条約である。通例の条約とは異なり、障害者団体が発言する機会として国連本部にアドホック委員会が設けられ、我が国からも延べ200名ほどの障害者団体の関係者が参加した他、政府代表団には障害当事者が顧問として参加する等、障害当事者の間で使われているスローガン“Nothing About Us Without Us (私たちのことを、私たちに抜きに決めないで)”の意向を反映した条約であるといわれている(外務省, 2014)。こうした流れを受け、障害者権利条約の締結過程においては、障害当事者の意見を踏まえ、国内法令の整備が進められている^{注1)}。

この障害者権利条約は、障害者の権利の実現のため

の措置等を規定している。主な内容は、①障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定^{注2)}を含む)の禁止、②障害者が社会に参加し、包容されることを促進、③条約の実施を監視する枠組みの設置である(外務省, 2014)。

障害のある子どもについては、文部科学省が2012年より障害のある子どもとない子どもが共に学べる仕組みとして、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進している。2016年8月1日には発達障害者支援法(以下、改正法とする)が改正され、発達障害のある子どもとない子どもが共に学べることを基本として、教育関係機関と医療、保健、福祉、労働関係機関、民間団体との連携の下に個別の支援体制を整備すること等が明示された(厚生労働省, 2016)。

近年、通常のクラスで学ぶ障害児や特別な支援を必

母親の語りが学生の障害児理解におよぼす効果を探る

要とする子どもは増加傾向にある。文部科学省(2016b)によれば、2012年時点における義務教育段階の全児童生徒数は約1040万人で、このうち通常の学級で通級による指導を受けている児童生徒数は約7万2千人(0.69%)で、2002年に比べて2.3倍増加している。特別支援学校に通う児童生徒数は約6万6千人(0.63%)、2002年に比べて1.3倍増加、小学校・中学校の特別支援学級に通う児童生徒数は約16万4千人(1.58%)、2002年に比べ2.0倍増加している。2016年の改正法を受け、さらに通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数は増えることが推察される。

インクルーシブ教育は、各国さまざまな形で普及、推進されている。インクルーシブ教育のヨーロッパ各国の取り組みは、フランスの特別支援教育の国立特別支援教育総合研究所のNel Saumont氏によると、大きく3つに分けられる(斉藤, 2016)。1つ目は「インクルプラス」と呼ばれるもので、障害のある子どももない子どもと同じシステムの中で学ぶ単一路線型のグループで、このグループには特別な学校は存在しないイタリアなどが含まれる。2つ目は、「インクルマイナス」と呼ばれ、障害のある子どもの教育システムを明確に区別しているグループで、ドイツやオランダが含まれる。3つ目は「混合型」と呼ばれ、多様なアプローチをしているグループで、イギリスやフランスが含まれる。インクルーシブ教育の進め方について、斉藤(2016)は、我が国は「インクルマイナス」から「混合型」に移行している段階にあるとした上で、「ニーズに応じた教育」と「共に学ぶこと」の2つを両立させる仕組みを教員も子どもにも無理なくどう作るのかということが大きな課題であると指摘している。

教員免許状を取得する大学生に対する障害児教育については、教育職員免許法施行規則(文部科学省, 2015)によって、障害のある幼児・児童・生徒を含めた幼児、児童、生徒の心身の発達および学習の過程について学習し、理解することが義務化されている。特別支援教育関連科目の開講状況は、国立大学の半数以上で必修化されている。岩田・青柳(2016)によると、日本教育大学協会・全国特別支援教育研究部門の会員が所属する71大学を対象とした調査の結果、「教職に関する教育科目」または「教職に関する教育科目以外」として、特別支援教育に関する講義を必修化している大学は、国立大学40校中22校(55.0%)、私立大学7校中1校

であった。教職を目指す学生に対して、選択の特別支援教育に関する講義を開講している大学は、国立大学40校中32校で、8割にも上っていた。

一方で、受講学生の障害理解については、十分でないとの指摘がある。学生の障害理解については、講義1コマあたりの受講学生数が100名以上と多い、講義時間が十分に確保できない等の現状から、各障害領域についてアウトライン的にしか説明がなされず、受講学生たちは表面上の理解だけにとどまっている可能性が高いとしている(岩田・青柳, 2016)。また、教員養成大学の学生を対象とした調査では、特別支援教育に対して学生が負担感や不安感を抱いているとの報告がある(Forlin・川合・落合・蘆田・樋口, 2014)。自分の学級に特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍することによる仕事量の増加、そういった児童生徒を指導するために必要な知識と技能の欠如、インクルージョンに対する自身の理解の低さなど、障害のある子どもに対する不安感や負担感を抱いているという。

学生の障害理解を目的とした授業の工夫の一つとして、当事者参加型授業がある。当事者参加型授業は、2002年に文部科学省によって推進された薬害²³⁾防止に関する教育が始まりといわれている。全国薬害被害者団体連絡協議会の要請を受け、悲惨な薬害を繰り返さないよう適切な医療倫理・人権学習等の教育の充実を目的としている。現在も全国の医療系の大学を中心に、学生や教職員を対象に薬害被害者の体験・声を直接聞く機会を設けた授業が行われている(文部科学省, 2012)。これら薬害防止に関する教育の他に、当事者参加型授業は看護学科を中心に研究が進められている傾向にある。特に、統合失調症やアルコール依存症、薬物依存症などの精神障害者の理解を目的に行われている。柴田(2010)のレビューによれば、当事者参加型授業の主な目的は、当事者理解、疾病理解、看護技術の習得とされており、授業を実施することによってこれら目的は達成されていたという。しかしながら、障害をもつ子どもの障害児理解については、十分に検討されていない。

そこで本研究は、障害児をもつ母親の語りに焦点を当て、母親の語りが学生の障害児理解におよぼす効果、および母親の語りをういた授業の課題について論及したので報告する。

2. 方法

1) 対象論文の決定方法

障害児をもつ母親の語りが学生の障害児理解におよぼす効果、および母親の語りを用いた授業の課題を検討するため、各分野の論文を広く掲載している国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ CiNii を用いて検索した。キーワードは、「母親の語り」、「体験談」とした。そのうち、会議録や解説は除き、母親の語りや体験談を授業に組み込んだ国内の研究報告を抽出した。

2) 分析方法

対象論文ごとに、発表年、教育分野、受講学生、研究の目的、比較対象、効果指標・分析方法、授業形態、授業の目的、母親の詳細、母親の語りの内容、学習内容（事前学習、当日の学習内容、事後学習）、結果（学習効果、学生の変化）に関する記述を整理し、母親の語りや学生が学生の障害児理解におよぼす効果、および母親の語りを用いた授業の課題について分析した。

3) 用語の定義

量的研究：数値や数値化されたデータを統計学や数学を用いて分析した研究のこと

質的研究：インタビューや参与観察などによって得られた言語データを分析した研究のこと

3. 結果

2016年7月末時点において、「母親の語り」、「体験談」をキーワードに論文を検索したところ、83件が抽出された。このうち、除外基準である会議録や解説を除いた母親の語りや体験談を用いた授業に関する研究報告は、4報であった(表1.)。

1) 母親の語りや体験談を用いた授業に関する研究報告4報のうち、障害児やその家族の理解を目的とした報告は3報であった(五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら, 2015; 畝部・野崎, 2014; 奥山, 2006)。母親の語りを聞いた学生は、自己の中にある偏見に気づき、障害児やその家族の生活、インクルーシブ教育に対するイメージをより鮮明なものにして、将来の職業観や人生観に反映することができていた。

母親の語りや体験談を用いた授業に関する研究報告4報のうち、障害児やその家族の理解を目的とした報告は3報であった(五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら, 2015; 畝部・野崎, 2014; 奥山, 2006)。母親の語りを聞いた学生は、自己の中にある偏見に気づき、障害児やその家族の生活、インクルーシブ教育に対するイメージをより鮮明なものにして、将来の職業観や人生観に反映することができていた。

具体的には、授業後に学生が記載した感想文やアンケートの内容からその効果が読み取れた。「自己の中にある偏見への気づき」については、奥山(2006)の報告書内に「障害のある人を無意識に健康という枠からはずしていた自分に気づいた」、「今まで障害のある人との間に距離を置いていたが、一人の人間として尊重していくことの大切さに気づいた」、「障害児に対する抵抗感や可哀想という気持ちが間違いだと気づいた」などの記述がみられた。同様に、五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら(2015)の報告においても、「障害に対する自分が持っている固定観念を捨て、一人の人として関わる」、「障害をもった方々は考え方が違うから、対応はできても共通理解ができないと思っていましたが、要はこちらが心に壁をつくっていると気づきました。視点を“人”に変えていこうと思います」などの記述がみられた。

「人生観・職業観の変容」については、奥山(2006)の報告によれば、「知識だけでなく、さまざまな経験を通して自分を広げていきたい」、「母親へのこころのケアが大切」、「家族機能が破綻しないよう援助が大切。家族全体も看護の対象であることを改めて感じた」、「忍耐強くサポートしていくことが大切」などの記述がみられた。同様に、五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら(2015)の報告では、「子どものためを思っていることでも、実は自分がやりやすいようにコントロールしていないか、気を付けて子どもと触れ合うようにしたい」、「障害者の方々と接する機会があまりなく、わかっていないことも多いので、ボランティア等に参加したい」などの記述があった。

「障害児やその家族、インクルーシブ教育に関するイメージの鮮明化」については、奥山(2006)の報告では、「成長のスピードは遅いが、その子なりに成長していく」、「環境に敏感で、その変化に適応するのに時間がかかる」、「障害児の姉は親に甘えたい気持ちを我慢していた」、「子どもが毎日楽しく過ごし、笑顔が多くあれば幸せ」などが示されていた。同様に、五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら(2015)の報告においても、「当然できると思っていることが個人によっては困難な場合もある」、「障害者とひとくくりにするのではなく、その人の個性を見つ、障害もひとつの個性ととらえる」などの記述がみられた。

他方で、学生の学びにクラス間で差異が出たとの報告があった。畝部・野崎(2014)は、情報提供者(ダ

ウン症候群の母親)との対話を重視したケースメソッド型授業を2クラスの学生に試みたところ、看護師配置という医療的ケアの必要な子どもが普通学級で学ぶことに対して、前半のクラスに比べて後半のクラスの学生は、否定的な意見が多かったとしている。

2) 母親の語りを用いた授業の課題: 学生の障害児理解を深めるために

分析対象である4報を基に、学生の障害児理解を深めるための授業の課題を整理した。その結果、障害児理解を深めるための授業方法に関する課題と授業効果の測定に関する課題がみられた。

授業方法に関する課題として、学習時期(該当学年)や必修科目としての位置づけ、授業形態や情報提供者の設定の仕方が挙げられた。科目の学習時期(該当学年)については、1年生が2報、2年生が2報であった。必修科目としての位置づけについては、必修科目が3報、教養科目としての開講が1報であった。授業形態については、当事者参加型授業(情報提供者の講話)が2報、ケースメソッド型授業が1報、ワークショップが1報であった。情報提供者については、障害児の母親が3報、乳幼児をもつ母親と父親が1報、母親とともに発達障害者支援センター職員による講話を行った報告は1法であった。障害児が情報提供者となった授業は行われていなかった。

授業効果の測定方法については、4報ともに質的分析を使用していた。分析に使われたデータは、母親の語りを用いた授業後の学生アンケートや感想文の内容であった。詳細な分析方法が記載されているものは、五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら(2015)の1報のみであった。量的分析を用いた報告は1報(五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら, 2015)のみで、質的分析との併用であった。具体的には、障害の理解度について、授業を受ける前と比べてどの程度深まったと思うかを5件法(1:そう思わない~5:そう思う)で回答し、12項目について階層クラスター分析を行っていた。分類に用いる対象間の距離:(類似度)はユークリッド距離を、クラスターの合併方法(クラスター間の距離の測定方法)はグループ間平均連結法(群平均法)を用いている。障害の理解度を問うための質問項目については、先行研究(菊池, 2011)を参考に項目分析が行われ、12項目が採用されている。しかしながら、五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら(2015)

自身が論文内で指摘しているように、障害の理解度を問う項目に、障害の理解だけにとどまらない項目も含まれており、結果の解釈には留意する必要がある。

4. 考察

1) 母親の語り、学生の障害児理解におよぼす効果について

本研究は、当事者参加型授業の中でも障害児をもつ母親の語り、学生の障害児理解に与える効果を検討した。母親の語りは、学生自身の中にある偏見への気づき、障害児やその家族の生活のイメージ化、インクルーシブ教育のイメージ化、職業観や人生観の醸成に役立っていた。他方で、受講クラスによってインクルーシブ教育に否定的な意見をもつ学生が多くなったとの報告がみられた。

受講クラスによってインクルーシブ教育に否定的な意見をもつ学生の割合が多くなった理由として、話題提供者と学生間の議論が白熱した結果、話題提供者側の主張が強く聞こえたのではないかということが推察される。畝部・野崎(2014)によれば、後半クラスでは、前半クラスに比べてインクルーシブ教育に疑問を抱いた学生と話題提供者間で活発な質疑応答が行われ、話題提供者も妥協することなく自身の考えを学生に率直に伝えていたと報告している。その一方で、教員養成大学の学生のインクルーシブ教育に対する懸念事項として、自分の学級に特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍していた場合に、仕事量の増加に伴う負担感や不安感を大学生は抱いているとの報告がある(Forlin・川合・落合・蘆田・樋口, 2014)。これらのことより、話題提供者と学生間で活発な議論が行われ、話題提供者の主張が強く聞こえてしまう場合等には、学生が抱きやすいとされるインクルーシブ教育に対する負担感や不安感を助長させ、インクルーシブ教育に対して否定的な思いが生まれるのではないかと考えられる。同時に、話題提供者と学生間の議論が対立した構造で白熱する場合には、科目担当教員が議論の流れを調整する必要があることを示唆している。

当事者参加型授業の効果については、学生と当事者間の相互作用から学習効果が促進される、主体的に女性に添うケアリング学習が成立していたとの報告がある(山下・伏見・森越・佐野・藤波, 2004)。本研究においても、母親の語りを聞いた学生は「障害児に

対する抵抗感や可哀想という気持ちが間違いだと感じた」、「母親へのこころのケアが大切」、「家族機能が破綻しないよう援助が大切。家族全体も看護の対象であることを改めて感じた」、「今まで障害のある人との間に距離を置いていたが、一人の人間として尊重していくことの大切さに気づいた」、「障害のある人を無意識に健康という枠からはずしていた自分に気づいた」など障害児に関わる上で基礎となる姿勢や態度を育み、支援について主体的に考えることができていた。これらのことより、母親の語りは、障害児理解を深める一助となっていたと考えられる。

2) 母親の語りを用いた授業の課題：学生の障害児理解を深めるために

障害児理解を深めるための母親の語りを用いた授業の課題は、授業方法に関する課題と効果測定に関する課題に大別された。

障害児理解を深めるための科目は、国立大学の半数以上で必修化されているが、受講学生の障害理解については十分でないとの指摘がある(岩田・青柳, 2016)。同様に、小学校および中学校、特別支援学校、養護教諭養成課程における選択必修科目「障害児教育原理」受講者のうち、発達障害児に関する授業を履修した者の割合は57% (75名/130名)であり、残り40%近くの学生は未履修のまま卒業することになると菊池(2011)は指摘している。インクルーシブ教育の進展にともない、障害児理解のための科目を必修化する大学が急増することが予測される。今後はこうした科目の必修化に加えて、学生の障害児理解に必要十分な学習時間の確保が望まれる。

学習時期(該当学年)については、学習の早い段階(1~2年次)に行うことによって、学習途上である疾患や障害に対するイメージ化が促進され、その後のレディネスが高い状態で専門科目を学ぶことができると述べられている(柴田, 2012; 五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら, 2015)。本研究の分析対象4報についても同様の傾向にあり、これら見解と一致していた。

授業形態としては、畷部・野崎(2014)はケースメソッド型授業の難しさを示していた。ケースメソッド型授業や当事者参加型授業は講義形式とは異なり、情報提供者と学生間の議論内容によって、学びにバラつきが生じる可能性があり、今後はこうしたバラつきを

なくすための工夫、検討が望まれる。

学生の障害児理解を深めるための授業の工夫として、母親の語りを用いた授業の他、疑似体験学習を試みたもの(都築ら, 2015)、ボランティア活動を課したもの(岩田, 1998)があり、それぞれ一定の効果が報告されている。具体的には、岩田(1998)は、障害者との会話や行動を共にする課題を通して、一部の学生が“第三者からの冷たい視線”を体験していたことを明らかにしている。同様に、半日間の実習を通して、障害児への偏見やイメージが変化したと記述する学生が多かったことが報告されている(杉本・山本・吉田・田澤・土井, 2015)。他方で、学童期に障害児と友達になることや授業時間外で障害児と遊んだ経験のある大学生は、そうした経験のない大学生に比べて、インクルーシブ教育を肯定的にとらえ、障害児と積極的に関わりたい傾向にあることが報告されている(渡邊・青山・稲富, 2016)。これらのことより、障害児との直接的な関わり体験は、障害児の困りごとやニーズを直接観察することができるため、学生はより鮮明に障害児を理解することができたのではないかと考えられる。こうした学生が直接、障害児と関わるのできる機会や場を設けることにより、障害児理解の促進につながることを期待される。

この他に、学生の障害児の理解を深めるための場として、DIPEX Japan (2016)の活用が期待される。DIPEX Japanは、「健康と病の語り」データベースで知られる英国 DIPEX (Database of Individual Patient Experiences)の日本版で、当事者と同じ病気の診断を受けた人やその家族が、同じような経験をした人たちの「語り」を通して、病気と向き合う勇気と知恵をもらうための場として広く一般に公開されている。誰でも自由に閲覧できるため、学生が主体的に当事者やその家族に必要な支援を探ることができる。加えて、授業内の話題提供者以外の声を聞くことになり、当事者やその家族の多様性を理解することにつながるのではないかと期待される。そのためには、現在公開されている乳がん、認知症、前立腺がん大腸がん、臨床試験・治験の語りの他に、障害児の母親の語りの公開が望まれる。

授業の効果測定に関する問題として、学生の障害児理解度の測定、分析方法が挙げられた。学生の障害児理解度の分析は、質的分析を中心に行われている。その一方で、質的分析について分析方法を詳細に記述し

母親の語りが学生の障害児理解におよぼす効果を探る

た報告は、五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら(2015)のみで、授業効果の検証を難しくしていた。今後の質的データの蓄積に際しては、その結果を歪めることなく知見を蓄積していく必要があり、分析方法、ならびにデータを回収する際の教示文、教員の示唆や助言内容を丁寧に記述することが望まれる。

他方で、量的分析については、「障害児・者に対する態度を測定するための多次元的态度尺度」を用いたもの(渡邊・青山・稲富,), 発達障害児に対するイメージ調査項目を参考に項目分析を実施し、最終的に12項目について授業前と比べてどの程度理解が深まったと思うかを問うたもの(五十嵐・村上・小野塚・西村・竹林地ら, 2015)がある。各尺度や項目の妥当性については、十分な検討がなされていないため、使用できる尺度や項目について検討を重ねる必要がある。

5. おわりに

本研究は、学生の障害児理解に母親の語りが寄与できるか、その可能性を探った。限られた報告数ではあったが、母親の語りを用いた授業は学生の障害児理解に一定の効果を与えていた。また、学生が障害児と直接関わることは、障害児理解の一助となっていることが示された。今後は、これら学生の障害児理解を深めるための授業を工夫するとともに、インクルーシブ教育を実践する教員や子どもたちが負担とならないようなインクルーシブ教育のあり方についても検討を重ねていく必要がある。

本研究の限界として、当事者を母親に限定したこと、検索用のデータベースを CiNii に限定したことによって対象論文の範囲を狭くした可能性がある。

「表1 母親の語り、体験談を授業に組み込んだ研究一覧」

著者、年	分野	該当学年、受講学生	研究の目的	比較対象	効果指標・分析方法	授業形態	授業の目的	母親の詳細	話りの内容	学習内容		結果 (学習効果、学生の変化)
										事前学習	当日	
五十嵐・村上・野塚・西林村・竹林地ら、2015	教育学部	教養ゼミ 履修生 143名	当事者参加型授業効果を検討する	-	発達障害児に対するイメージ調査(菊池, 2011)の内 12項目を使用し、階層的クラスター分析、質的データはオープン・コーディングと選択コーディングで分析する	当事者参加型授業	発達障害について理解を図ると共に、地域の中で生活している発達障害に係る問題に気づくこと	発達障害児の母親	子どもの成長や支援方法、障害ではなく、その子の思いに目を向けることの必要性	母親と発達障害者支援センターに回答する講話	受講後アンケートに回答 ・障害児に対する理解については、「社会参加」と「具体的行動」、「社会的影響」、「生活遂行可能性」との間に有意差を認め、「社会参加」の評価が他のクラスターに比べて高かった。 ・今後に活かしていきたいと思ったことに対して、〈障害のとらえ方〉、〈障害者との関わり〉、〈共生社会の形成〉が抽出された。	
敵野崎、2014	教育学部	保育者・教員養成課程の 2014 年 85 人	ケースメソッド型授業の試み	前半の 2 クラス (41 人) と後半の 2 クラス (44 人) で比較	前半クラス、後半クラスで学びを比較、授業後の話題提供者への意見書を分析する	ケースメソッド型授業	近い将来に保育および就職に就く自分の問題として考えることができる	(知的障害者) ダウン症候群の基礎知識、長男誕生から中学校 2 年に至る事例報告	ダウン症候群の基礎知識、長男誕生から中学校 2 年に至る事例報告	30~40 分間の話題提供者への意見書の学生と話題提供者との議論	後半のクラスで、看護師配置という医療的ケアが必要な子どもが普通学級で学ぶことは是非について、活発な質疑応答が繰り返られ、インクルーシブ教育に対して前半のクラスに比べて否定的な意見が多かった。 ・ケースメソッド型授業では、当日の議論内容によって受講学生の結論が異なる可能性が示唆された。	

著者、年	分野	該当学年、受講学生	研究の目的	比較対象	効果指標・分析方法	授業形態	授業の目的	母親の詳細	語りの内容	学習内容		結果 (学習効果、学生の変化)
										事前学習	当日学習	
今村・山口・森・鍋島、2011	小児看護学	大学2年生120名	ワークシヨップの教育的効果を検討する	ワークシヨップ前後で比較	記述内容をカテゴリー化し、カテゴリー間の関連性を図解して分析する	ワークシヨップ形式	-	乳幼児をもつ母親・父親40名	子育てについて、楽しかったことや良かったこと、困ったこと、良かったことや幸かったことなど	「あなたを考える子育てイメーヅ」について自己語り	ワークシヨップ前後で、肯定的内容(大変、孤独)が76%から11%に減少した。肯定的内容(楽しい)は、WS前後で、23%から42%に増加した。 ・子育て観の変化のきっかけとしては、保護者や子どもの話や表情、様子を通して、新たな気づきを得て、子育て観の変化につながっていた。 ・子どもの特性を再認識できた。 ・子育て支援の必要性、子育てを通して親自身の成長に気づいていた。	
奥山、2006	小児看護学	短大2年生(3年課程)77名	当事者参加型授業の効果を検討する	-	学生の学び(自由記載内容)を文脈ごとにカテゴリー化して分析	当事者参加型授業	障害児とその家族の心理についてより理解を深める	障害児の母親	妊娠・出産から現在までの30年間の体験	-	体験談を聴く 用紙1枚にまとめた め、報告する	感想をA4用紙1枚にまとめた ・障害児やその家族の状況、看護の必要性を理解できていた ・障害児や育児に対するこれまでの思い込みが改められていた ・命の大切さ、生き方、人生について考える機会となっていた ・自己成長への努力の必要性を

注

1. 2011年には障害者基本法の一部が改正, 2012年には障害者総合支援法が成立, 2013年には障害を理由とする差別の推進に関する法律(略称: 障害者差別解消法)が成立, 障害者雇用促進法の一部が改正された。
2. 過度の負担ではないにもかかわらず, 障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例: スロープの設置)を行わないことを指す。
3. わが国で問題となった薬害としては, 妊婦や小児が安心して飲める安全無害な睡眠薬として販売されたサリドマイド製剤(商品名: イソミン)の服用によって, 四肢の欠損症や聴覚障害をもった子どもたちが生まれる等のサリドマイド薬害の他に, スモン薬害, HIV薬害(薬害エイズ), 薬害ヤコブ病, MMR(新三種混合ワクチン)薬害, 陣痛促進剤被害, イレッサ薬害, 薬害肝炎, 筋短縮症薬害など多くの薬害がある。

引用文献

- 五十嵐一徳, 村上理絵, 小野塚剛[他], 西村浩二, 竹林地毅, 谷本忠明, 若松昭彦(2015), インクルーシブ教育時代における大学教育: 教育学部学生を対象とした当事者参加型授業の効果, 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要(13), 65-75.
- 今村美幸・山口求・光盛友美[他]・鍋島和貴(2011), 親の子育て体験談を聴くことによる看護学生の子育て観への効果, 日本小児看護学会誌, 20(1), 107-112.
- 岩田吉生・青柳まゆみ(2016), 大学の全学共通科目における特別支援教育関連科目の開講状況—全国の実態および総合大学教育学部の実践の検討—, 愛知教育大学障害児教育講座障害者教育・福祉学研究, 12, 47-56.
- 岩田みどり (1998), 看護教育とボランティア(第二報) - 看護学生の体験報告から障害理解の構造を分析して-, 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, 11, 23-29.
- 畷部真紀・野崎健太郎 (2014), 知的障害者のインクルーシブ教育の1事例に対する保育者・教員養成課程の大学生の反応—対話を重視したケースメソッド型授業による実践—, 椋山女学園大学教育学部紀要, 7, 209-223.
- 奥山朝子(2006), 障害児をもつ母親の体験談を聴講しての学生の学び, 日本赤十字秋田短期大学紀要 10, 33-38.
- 尾谷早苗・嘉屋昌幸・伊藤則博・古川宇一 (1992), 交流教育に関する研究—障害児との交流経験がもたらす意識の変容について—, 情緒障害教育研究紀要, 11, 101-110.
- 外務省(2014), 障害当事者の声を実を結ぶとき—障害者権利条約の締結, わかる! 国際情勢 Vol.109, 2014.2.7.
- 菊池哲平(2011), 教育学部学生における発達障害のイメージ: 接触経験・知識との関連, 熊本大学教育実践研究, 28, 57-63.
- 厚生労働省(2016), 厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部長通知 障発 0801 第1号.
- 斉藤由美子(2016), 記念シンポジウム 諸外国における特別支援教育, 日本におけるインクルーシブ教育システムの構築とその現状, 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, (14), 15-19.
- 柴田貴美子 (2010), 病や障害を抱えた当事者が語る「当事者参加型授業」の現状と教育効果に関する文献レビュー, 文京学院大学保健医療技術学部紀要, 3, 23-31, 2010.
- 柴田貴美子・水野高昌・安永雅美・黒澤也生子・宮寺亮輔 (2012), 病や障害を抱えた当事者が語る「当事者参加型授業」の教育効果, 文京学院大学保健医療技術学部紀要, 5, 15-23.
- 杉本幸枝・山本智恵子・吉田美穂・田澤茉莉奈・土井英子 (2015), 学士課程での基礎看護学実習 I における社会福祉施設での学習効果, 新見公立大学紀要, 36, 13-19.
- DIPE x JAPAN (2016) 健康と病の語り, <http://www.dipex-j.org/>, 閲覧日 2016.8.19.
- 都築繁幸・小田侯朗・青柳まゆみ・岩田吉生・相羽大輔・吉田優英(2015), 教員養成系大学における障害の理解・啓発及び体験学習の実践, 愛知教育大学障害児教育講座障害者教育・福祉学研究 11, 107-119.
- 長澤康子(2016), 記念講演 特別支援教育実践センターの役割—後進へのメッセージ—, 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, (14), 2-7.
- Forlin Chris・川合紀宗・落合俊郎・蘆田智絵・樋口聡(2014), 日本におけるインクルーシブ教育システム構築に向けての今後の課題: 大学に課せられた役割を考える〈特集〉, 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, 12, 25-37.
- 村上理絵・福本紘末・氏間和仁・林田真志・谷本忠明・舟橋篤彦・若松昭彦・五十嵐一徳 (2016), 教育学部における障害シミュレーションを中心とした授業の有効性の検討, 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, 14, 87-95.
- 文部科学省(2012), 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告), 文部科学省初等中等教育分科会, 平成24年7月23日.
- 文部科学省 (2016a), 特別支援教育について, 特別支援教

母親の語りが学生の障害児理解におよぼす効果を探る

育資料（平成 26 年度），文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，平成 27 年 6 月。
文部科学省（2016b），特別支援教育行政の現状と課題，文部科学省諸島中等教育局特別支援教育課，平成 28 年 2 月 1 日。
矢野正（2012），理想の発達障害児のイメージに関する研究，日本教育心理学会総会発表論文集，54，399。
山下貴美子・伏見正江・森越美香・佐野千栄子・藤波久恵（2004），当事者参加型授業を発展させるための取り組み—母性看護学における当事者参加型授業の学習効果—，

山梨県立看護大学短期大学部紀要，10（1），31-42。
文部科学省(2012)，平成 24 年 8 月 27 日付 24 高医教育第 20 号 医学教育課長通知。
文部科学省(2015)，教育職員免許法施行規則。
渡邊照美・青山芳文・稲富まどか（2016），障害児・者との接触経験の時期および内容と障害児・者に対する態度との関連について，佛教大学教職支援センター紀要，7，11-28。

Exploring Effects of the Mother's Narrative, in order to Promote Better Understanding of the Students about Children with Disability.

TAKAOAKA Mitsue

Keywords: children with disability, mother's narrative, effect of education, active participation of persons involved, inclusive education.